



Title	忘却された書物とその再生をめぐって-どのようにして『東西均』を開くか-
Author(s)	本間, 次彦
Citation	明治大学教養論集, 386: (45)-(63)
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/5213">http://hdl.handle.net/10291/5213</a>
Rights	
Issue Date	2004-09-30
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

## 忘却された書物とその再生をめぐる

——どのようにして『東西均』を開くか——

### 本 間 次 彦

#### 一、知られざるテキスト

『東西均』と題された一連のテキストについて、その受容に関わる基本的な事実を確認するところから、この論文を始めることにしよう。

それは、一六五二年前後と見られる脱稿の後も公刊されることがなかった。そもそも、公開されることすらなかった。そのようなテキストの存在を知っていたのも、著者とそれに関係する少数の者たちだけであった。そのわずかな例外を除けば、その後ほぼ三百年間にわたり、『東西均』は実質上誰にも知られることのないテキストであり続けた。

ところが、今や『東西均』は多くの人に知られている。中国思想史の十七世紀を語ろうとするとき、現在の学界常識にしたがうなら、それはすでに言及されるべき重要文献の一つである。とりわけ、中華人民共和国版の思想史叙述においては、それへの言及はより頻繁である。しかし、『東西均』が中国思想史の叙述に際して引用されるようになったの

は、この四十年ほどのことにすぎない。そして、その中国思想史デビューに先立っての歴史は、上に示されたようなものであった。

この事実を前にしたときに、当然出されるであろう疑問は、ごく単純なものであるだろう。それは、次のような二者択一式の問いである。『東西均』がごく近年まで誰にも知られることのないテキストであり続けたことには、何か特別の理由があったのだろうか。それとも、それは単なる偶然にすぎなかったのか。

この問いかけを受けて、とりあえず、単なる偶然にすぎないとの可能性をいったん排除した上で、何か具体的な理由をその周囲に見いだそうとするなら、その場合には、このテキストが執筆された当時の特殊な時代状況を強調することになるかもしれない。たとえば、次のようである。

そのテキストの内容が、そもそも公開不可能なものであった。なぜなら、当時新たに登場した異民族王朝である清朝政府が、多数派である漢族に対して強権的に設定した禁忌に触れるものが、全体的にしる部分的にしる、そこに含まれていたからである。そのために、それは、執筆され、完成された後、そのまま秘蔵されたのである。さらには、時代の推移とともにやがてその存在自体が忘却されてしまった。その忘却がすでに意図的なものであったのかもしれない。いずれにしても、ついに公開されるまで、三百年の時が経過してしまったのである。

以上のように考えることは、一般論としては十分に可能であるし、相応の根拠があるとも言える。しかし、そのような想定は、実は致命的な弱点をはらんでもいる。なぜなら、肝心の『東西均』のテキストにおいて（少なくとも、その表面上には、あるいは、その明示的な表現上には）、清朝政府の設定した禁忌に関わるような反清的内容を探し当てることができないからである。反清の傾向性ですら、テキスト全体としてはもちろん、部分的にも見いだしがたいのである。

さらに、次のような状況証拠も不利に働くであろう。すなわち、反清的内容を含んでいるという理由から、当時秘蔵されたテキストの中には、『東西均』とはまったく別様な運命をたどったものがあることである。たとえば、王夫之の一部著作の場合である。それらは、清朝をとりまく内外の情勢が急激に変化する十九世紀後半の時期には、反清的表现については伏せ字にするという応急措置をとられた上で、すでに公刊されていた。十九世紀末以降になると、清朝打倒の革命運動の高まりとともに、今度はむしろそれら著作の反清的な傾向が積極的に評価されるようになった。『黄書』などが、その典型的な例である。それに対して、『東西均』は、このような運命とは当然無縁なままであったのである。

したがって、先の問いかけには、やはりこう答えるべきであろう。このテキストが長く知られることなく埋もれていたのは、おそらく、さまざまな意図せざる偶然が積み重なったためである、と。そして、そのテキストの全貌は、中華書局より一九六二年十一月に標点本が刊行されるに至って、ようやく公開されることになったのである。<sup>①</sup>

『東西均』全テキストの登場は、その思想内容自体をどのように評価するにしろ、著者である方以智を、明末清初期を代表する思想家の一人として位置づけることに、さらには、そのような位置づけを思想史上の常識にしておくことに、大きく寄与することになった。『東西均』が思想家方以智の名著の一つであることは、今や既成事実である。<sup>②</sup>

## 二、読まれざるテキスト

ところで、『東西均』が、その公開と同時に多くの注目を集めたのはなぜだったのだろうか。『東西均』を通じてこそ、思想家方以智は言及されるべきである、なせすぐに、そしてまた、広く考えられるようになったのか。その理由とし

忘却された書物とその再生をめぐる

ては、おそらく次のようなことが挙げられるであろう。それが、まず何よりも、他に類例を見出しがたいような独特なテキスト構成を提示していること。そして、テキスト構成に示されているそのような独自さが、破格でもあり、一種異様でもあるような一連の措辞によって支えられていること。その結果として、または、その効果として、テキストの中に、あるいは、その背後において読みとられるべき内容の重大さを、テキスト自体が強く示唆しているように思われること。

そこでは、彼の哲学的な思考が、他の經典的なテキストに対しての注解として、もしくは、そこからの敷衍として示されることはない。間接的な通路をいわばあえて迂回することで、新たな思考を展開していくという、中国においては伝統的でもあり常套的でもあるような著述形態が、意図的に忌避または回避されているのである。それに代わって示されるのが、思考を叙述する一つの独自の形式であり、そのような形式の下に、ほとんど何の制約を受けることもなく直接的に、あるいは、自動的に思考が展開された結果として、『東西均』のテキスト構成はもたらされたかのようなのである。したがって、『東西均』が注目されるのは、『東西均』テキストに内在する思考の自由な展開力が注目されるということであり、また、『東西均』が評価されるのは、中国思想史上に稀有なそのようなテキスト構成の重要性が評価されるということである。本来であれば、このようになるはずであろう。しかし、実際は、そうではなかった。

そもそも、一九六二年以前にはまったく部外に流布することもなく、知られることもなかったこの書が、一九六二年以降には丹念に読みこまれるようになり、それに対する篤実でもあり、批評的でもあるような解釈が着実に積み上げられてきたというわけでは決してなかった。あるいは、方以智が思想的に言及される際に、『東西均』の一節がほとんど常に引用されるようになったとしても、そのことは、『東西均』というこの特異なテキストへの理解がより深まったことを意味しているわけでもなかった。この点について、まず確認しておく必要がある。

それと言うのも、『東西均』の一節を引用することを通じて、方以智思想を語ることがすでに常態化したとしても、その一方で、このテキストの性格を理解するために必須とも思えることがら、あるいは、このテキストの提示する問題設定を再現するために不可欠とも思えることがらが、必ずしも十分に明らかにされてきていない、ということがあるからである。具体的に言うなら、たとえば、このテキストに冠せられた「東西均」という書名は一体何を意味しているのか、さらには、なぜこのテキストは「東西均」と題されなければならないのか、ということについてすら、今までのところ十分には明らかにされていない、ということである。書名の「東西均」は、語の組み合わせからして、当然、さらに「東西」と「均」に分割されることになる。それでは、「東西」と「均」はここではどのように接続しているのか、あるいは、関係づけられているのか。「東西」と「均」なのか、「東西」の「均」なのか、それとも、これらとはまったく異質の接続法が想定されているのか。そもそも、なぜ「東西」と「均」が関係づけられ、接続されるのか。「東西均」という書名に着目するだけで、すぐに浮上して来るであろうこれらの点についてすら、十分に関心が払われてきたわけではない。

もっとも、「東西均」という書名とテキスト本文との間には有意な関係が一切存在しない、したがって、テキスト本文は「東西均」という書名に干渉されることなく、それ自体として理解され、解釈されるべきである、との可能性を想定することも可能である。この場合には、「東西均」という書名に何らかの意味を読みとろうとすることは、テキスト本文の理解とはまったく無関係な、独立した作業ということになる。しかしまた、このようなかなり極端な可能性を支持しない限りは、「東西均」と題されたテキストの性格を理解しようとする際に、「東西均」という書名に関わる以上の問題を避けて通ることはできないであろう。どちらの立場を支持すべきなのだろうか。実は、その選択のための手がありは、方以智自身によってすでに最初から与えられている。『東西均』の巻頭に置かれた「東西均開章」が、それに

当たる。

### 三、「東西均開章」の位置とそれへの接近法

「東西均開章」は、巻頭に位置することで全「章」の始まりを「開」いているというだけでなく、その内容からして、著者自らによる『東西均』全書の解題、あるいは、「東西均」という思わせぶりな書名の謎解きとして、おそらく解釈されるべきものである。「東西均開章」の叙述の進行を支えているのは、おそらく、「東西均」という書名の謎解きを行っていくことが、同時に『東西均』全書の解題を進めることに相当する、という前提であると思われるからである。もっとも、この点については、当然のことながら、連続する複数の論文で構成されることになるだろうこの論考の最後の地点で、改めて検証しなければならない。そのことを留意した上で、先へ進んでいく。

そもそもこの論考の目標はごく単純なものである。「東西均開章」をただ通読しようとするからだからである。そして、この「東西均開章」を文字通り通読することにより、一方では、「東西均」という書名が何を意味するのかについての考察を、他方で、それと並行して、「東西均」という書名に代理、代表されているはずの『東西均』全書の構想がどのようなものであるかについての検討を、あわせて行っていきたいと思う。ここで「文字通り」という意味は、断章取義的な姿勢を極力排して、あくまで「東西均開章」全体の論述の展開に即して、最初から最後までを通読することである。その際には、論述の自然な流れを意図的にさえぎるかのようには、また、意図的に混乱させるかのようには、「東西均開章」において頻繁に登場する論理の屈折や飛躍、または逸脱に対しても、それを単なる偶然性に帰することなく、そのような屈折や飛躍や逸脱の論理的な必然性を、できるだけ慎重に読みとる努力が必要とされることになる。

ところで、すでになされていて当然のそのような作業が、これまではまったくと言っていいほどになされてこなかった。もちろん、それにはそれなりの理由があったからである。しかも、その理由はごく簡単なものである。「東西均開章」が、あるいは、『東西均』全体が、通読をあらかじめ拒絶しているとも思われるほどに、あまりにも難解であったからである。テキストの手前でほとんど読者を立ち往生させてしまうかのようなそうした難解さが、断章取義的な、あるいは、望文生義的な読解を、結果的には生み出してきた。しかし、今や、ある便法が用意され、それとともに、新たな読解への可能性が開かれようとしている。

もっとも、それはあくまでも便法であって、万能ではない。そもそもそれは隠された抜け道を教えてはくれない。それが教えてくれるのは、むしろ、抜け道はどこにも隠されていないということである。したがって、それは、『東西均』の難解さを減少させるわけではない。あるいは、難所の所在を指示し、そのような個々の難所をどのように乗り越えるのかについての助言は豊富でも、それは、全体の見取り図を示してはいない。つまり、それは、『東西均』全書の解題とも見なしうる「東西均開章」を先行的に通読してくれているわけではない。

しかし、それは、詳細な注釈を各所に添付することで、『東西均』の難解さの質を追体験するための便宜を提供してくれるし、そのことによって、『東西均』において展開される論述の晦渋さの程度を逐次認識させてくれるのである。そのような意味での便法、すなわち、万能ではないにしても、きわめて有益で、しかも、『東西均』のテキストに直面することを否応なしに読者に強いるであろう道具立てが、近ごろ刊行された龐樸『東西均注釈』である。<sup>①</sup>

この『東西均注釈』の登場によって、『東西均』のテキスト自体へと通じる門は、おそらくようやく開かれようとしているのである。したがって、今なされるべきなのは、『東西均注釈』の登場に呼応して、次のように試みようとすることではないだろうか。今までのようにテキストの手前から全体を俯瞰しようとするのではなく、または、全体が俯瞰



できるかのようにふるまうのではなく、テキスト内部の屈曲に積極的に踏みこんでいくこと。場合によっては、自ら進んでその中に踏み迷うこと。さらに、その先に一步でも前進してみようとする。すなわち、『東西均』のテキストそのものを、とりわけ、テキストの入り口に当たる開口部でもあり、テキストへの導入部でもある「東西均開章」を通読しようと試みることに。

#### 四、原則の再確認

まずは通読を目ざすところから始められるとして、以下に試みられる「東西均開章」の読解は、この論考の掲げた目標、すなわち、「東西均」という書名の意味を明らかにし、あわせて、『東西均』全書の構想を明らかにするとの目標に接近するためにも、次のような方針の下に歩みを進めていくことになるだろう。

ここで言う「通読」が行おうとするのは、「東西均開章」の論述の過程に現れる一字一句のすべてに同等にこだわっていくということでは必ずしもない。一字一句へのこだわりを当然の前提としつつも、むしろ、一字一句がそのつど位置づけられる場の全体的な配置と、そのような配置の漸進的な展開の過程に、すなわち、一定の配置の形成とその再生産、または、配置の再編に注目しようとするだろう。さらには、そのような配置に対してなされる遡及的なかたちでの事後的な組み替えの過程に注目しようとするだろう。したがって、「通読」を行っていくことで、全訳が結果として残されるわけではない。むしろ、ここで目ざされることになるのは、論述の過程の推移を通じてそのつど特徴的に示されていくであろう意味とイメージの軌跡を忠実に跡づけ、最終的に、そのような軌跡を整理、統合して、全体図を描くことである。あるいは、以下行われるのは、ありうべき全訳を前提に、それを単に抜粋していこうとすることでもなければ

ば、ありうべき全訳に近づくための予備作業をすることでもない。そうではなくて、「東西均開章」の論述の過程に唯一の焦点を当ててなされるという意味において独自の抄訳をなそうとするのであり、さらに、必要に応じて、それに補足的な解説を付していき、最後には、すべての要点を抽出することが目ざされるであろう。

ところで、これから「通読」を行っていくに際しては、『東西均注釈』によって提供される詳細な注釈が随時参照されていくことになる。だからといって、それら注釈すべてを無条件に受け入れようとするわけではない。あくまで、随時参照していくのである。煩瑣にわたるので、参照のつど、そのことをいちいち明記することはしない。ただし、特に明記することが必要とされる場合にはもちろんその限りではない。また、それら注釈のうち、かなりの部分をしめる典故関連の注釈については、「東西均開章」の論述の展開を理解するために、その典故に言及することが不可欠であるか、または、言及することが望ましいと見なされる場合を除いて、その出典などの明示は原則として一律に『東西均注釈』にゆだねることとし、改めては取りあげないものとする。

それでは、「東西均開章」を実際にこれより通読していくことにしたい。ただ、その前にもう一点だけ断っておくべきことがある。「東西均開章」のテキストをいくつかの単位にあらかじめ分割して、具体的には、二十あまりの段落に区分した上で、それら段落の連鎖を「東西均開章」の論述の過程として跡づけていくつもりであるということである。論述の過程の節目ごとにテキストに区切りを入れて、複数の段落を設定すること、そして、設定される段落数を二十あまりにすることについては、すべて『東西均注釈』の先例に従っている。さらに付言するなら、『東西均注釈』の段落設定自体が、一九六二年中華書局版の『東西均』テキストによる段落設定を忠実に踏襲したものである。

## 五、読解の試み——均ハ、瓦ヲ造ルノ具ニシテ、旋転スルモノナリ(第一段落)

「均ハ、瓦ヲ造ルノ具ニシテ、旋転スルモノナリ。(均者、造瓦之具、旋転者也。)」 「東西均開章」は、この一文から語り起こされる。最初に語られる語がまず「均」であり、そして、「均」で始められるこの一文は、「均」のある種の定義づけをすることで結ばれている。「東西均開章」の書き出しに際して、とりあえず目ざされているのは、まず「均」の方を(「東西」ではなく)定義づけることであった。「均」とは何か。それは何を指しているのか。テキストの開始と同時に問われているのは、この問いである。そして、そこに示されるとりあえずの回答は、まずは冒頭の一文のようである。

やや先走って示すなら、それに続く部分は、さらに次のように展開していく。「均」が、実は、最初の定義づけで示されたものに限られないこと、それ以外のものでもありうること、したがって、「均」は同時に複数のものを指示しうることを示されていくのである。段落の最後においては、ついに、「均」は「東西」でもあるのだ、ということまでが明らかにされる。「東西均」という書名の中に並列的に配置されている、または、前後に順序づけられている「東西」と「均」は、それぞれ別の語でありながら、同じものでもあるとされるのである。

これらの論証は、「均」の多義性を想起し、それらを個別に列挙することによって、しかも、その原義またはその古い用法や呼称を想起し、そのことを個別に指摘していくことによって、順次行われていく。第一段落の論述の過程を、今度はより具体的に追ってみよう。

「均」とは、まず何よりも、陶器(「瓦」)を製造するために用いられる道具であり、その特徴は、台座が回転するこ

とで、陶器の均齊な造形を可能にするところにある。つまり、「均」は、ろくろのことである。「均」という語は、名詞としては、このようにろくろを表す。それは、他方で動詞的にも用いられる。「均」は特定の「もの」であるばかりではなく、その「もの」の生み出す作用でもある。しかも、その作用は、特定の「もの」(ろくろ)の特定の作用であるばかりではなく、そのような特定の作用に類した他の作用でもあるとされる。したがって、ろくろとしての「均」の作用が、均齊な造形をその場において生み出すところに認められるとすれば、「均」が動詞的に用いられていく場合に、それは、均齊な形態または状態をその場において生み出す調整作用という意味をも、表すことになるのである。

実際に、市場に流通する個別の商品の量を随時調節することで、価格の変動を一定の範囲内に調整する作用も「均」であるし、また、調律を通じて遂行されていく作用、すなわち、楽器の音程の調整も「均」なのである。「均」という語の用法をこのように確認することを通じて、さらに、次のことが指摘されていく。つまり、語としての「均」が動詞的に用いられる際に共有されているのは、均齊な、そして、調和的な形態または状態をその場において生み出す調整作用という意味である。しかも、そのような調整作用は、明確に形あるものに対しても(製造されるべき陶器や価格統制されるべき商品のように)、明確な形をもたないものに対しても(調律されるべき音程のように)同様に差し向けられることが前提されているのである、と。

「東西均開章」冒頭のここまでの論述を整理しなおすなら、このように言うことも可能かもしれない。「均」とは、世界のある局面または場面において、その内部から一定の秩序を生み出す調整作用そのものである。そのような調整作用のある具体的なイメージとして表現するとき(場合によっては、比喩的な形象として)、あるいは、そのような調整作用のある個物に代表させるとき、「均」は、ろくろになるのである。

「均」に対する一応の定義がここまで与えられたところで、しかし、事態は一変する。段落の最後に到って、唐突に、

「均」の名称の複数性が新たに問題にされるからである。

「均」には、「均」という名とともに、最初から別称、もしくは、他の通称が付随している。したがって、「均」は、ただ「均」と呼ばれるだけではない。それは、これまでも今も「東西」と、すなわち、口語表現において「もの」(物)を表す語である「東西」の名によっても、呼ばれてきた。このように言われるのである。その論述のしかたは、具体的にはこのようになされている。

かつて、「均」は「東西」と呼ばれた(古呼均為東西)。そして、今でもそのように呼ばれている(至今猶然)。このように記した後で、著者はある注記を付している。注記が示しているのは、「東西」という語の、過去の文献における一つの用例である(この用例については、注(5)で詳しく取りあげている)。その用例を提示した後、注記は、次のように結論づけている。つまり、「もの」もまた「東西」と呼ばれたのである(則謂物為東西)。

ここでは、「均」が「東西」と呼ばれることに關して、それが古来の用法であり、また、現在の用法でもある、と断言されている。しかし、そのように断言する権利については、何の根拠も示されているわけではない。その正しさは、正しさの根拠をあえて提示しないことにより、そのような用法の自明性に訴えかけることで、すでに担保されているかのようなのである。これを額面どおりに受け入れていいのだろうか。そうは言えないだろう。なぜなら、「均」が「東西」という他の名詞を通じても指示されるということは、他の文献の用例を通じては確認できないからである。つまり、それは、通常の用法として、当時受け入れられていたわけではないし、また、過去にそのような用例を見いだせるわけではない。ここでの断言を支えているのは、したがって、次のようなかなりドグマティックな論理操作である。

「均」は、ある局面または場面において、ある「もの」に差し向けられる調整作用であり、また、ときには、そのような調整作用を行う特定の「もの」でもある。一方で、「もの」一般は、通常「東西」とも呼ばれる。「均」と「東西」、

それぞれの名によって指示される対象は同一ではない。しかし、指示される対象の一部は、当然重なり合っている。そのような重なり合いを一方的に強調することを通じて、「均」と「東西」との間にはある固有の関係が設定されている。さらには、「東西」による「均」の代行、あるいは、代理、代表関係が設定されていく。<sup>5)</sup>

「東西均開章」の冒頭において、それがいかに独断的であれ、このようにして、「東西」と「均」との間には相互置換の可能性、または、「もの」としての「東西」による「均」の代理、代行、代表の可能性が設定されることになった。このことを確認したところで、本稿をひとまず結ぶことにしたい。「東西」と「均」の間に設定された関係を軸に、「東西均開章」がその後どのように展開されていくかをめぐっての読解は、稿を改めてさらに継続していくつもりである。

#### 注

(一) ところが、近年刊行された『東西均注釈』(中華書局、二〇〇一年)は、『東西均』が長く世から忘れられていたことに關し特別の理由を見いだしうることを、あくまで論証しようとしている。そこで提示されるのは、次のような仮説である。

確かに、『東西均』のテキストの表面上において、あるいは、その明示的な表現上において、清朝政府の設定した禁忌に関わるような反清的内容を探し当てることはできない。しかし、そのことは、『東西均』のテキスト上における、反清的内容の不在を意味しているわけではない。なぜなら、そのような禁忌に触れる内容は、非明示的な形態で、しかも、局所的にのみ示されているからである。『東西均』が完成とともに、秘蔵されるにいたったのは、やはり、そのためであった。

それでは、一体、その種の内容は、テキストのどこにどのように示されているのか。あるいは、それが非明示的であるとすれば、その場合には、どこにどのように意図的に隠されているのか。当然提出されるであろうこのような疑念に対する、『東西均注釈』の回答は、こうである。

清朝政府の設定した禁忌に関わるような反清的内容は、『東西均』の序文(『東西均記』末尾に置かれた韻文部分である「辭」において、非明示的に示されている。それは、まず署名のしかたであり、また、その署名時期の記載のしかたである。具

忘却された書物とその再生をめぐって

体的に言うなら、謎かけのような「諄」の文言を解説することで、そこに浮かび上がってくるのが、「明人方以智」の署名であること。また、署名時期を表記する際に採用されているのが、清朝の年号ではなくて、『爾雅』「釈年」に由来する太歳紀年法であること。(とここで、この「諄」という文体の由来について、『東西均注釈』は、方以智自身が他の著作において、『通雅』卷三釈詁) 考証していることを、的確に指摘している。『通雅』によれば、「諄」は「楚辞」以来の伝統に連なる古風な文体であり、一文の末尾において、その文の内容を韻文形式で総括していくものである。また、太歳紀年法について一言ふれるなら、その紀年法自体は、十千十二支による紀年法の一変型とも見なせるものである。太歳紀年法については、『中国古代表史教学参考手冊』(北京大学出版社、一九八五年) に要を得た解説がある(二六〇—二六三頁)。

『東西均注釈』の掲げるこのような論拠は、はたして、説得的であるだろうか。太歳紀年法について、方以智は自ら考証を行っていてもいるから(『通雅』卷十二天文月令「歳陽歳名異同」)、彼が太歳紀年法に一度ならぬ関心を示していたことは確かである。

しかし、ここで問題になるのは、当然、太歳紀年法の使用にどこまで政治的な危険性が伴っていたのか、ということである。それについて言えば、たとえば、方以智の同時代人であり、方以智と直接の交友もあった王夫之が、その著作である『老子衍』「自序」の末尾に、同様の紀年法を使用しているという事実がある。しかも、それにもかかわらず、『老子衍』の方は、康熙四十六年(一七〇七年)前後にはその息子によって特別の支障もなく公刊されている(『老子衍編校後記』『船山全書』第十三册(嶽麓書社出版、一九九三年))。この一事からしても、太歳紀年法の使用をもって、ここでの有力な論拠とすることは困難であろう。

ほとんど何の徴候も示されていないかに見える原文の背後に「明人方以智」の署名を読みとる、独自の解説法については、それでは、同意できるだろうか。その解説は、『東西均』とはほぼ同時期に書かれ、内容的にも『東西均』の姉妹編と見なしうるとされる『易余』(この著作もまた、序文を除いては、過去三百年間ほとんど公開されなかっただけではなく、現在に至るまで、未公刊のままである)の序文末尾の韻文にも、『東西均記』末尾の「諄」と類似の表現が頻出することを根拠に進められている。そして、そこから導き出されるのは、「大明方以智」または「明人方以智」の署名が、難解な韻文表現の背後にそれぞれ秘められていたとの仮説である。その仮説は、立論の大胆さゆえに非常に魅力的ではある。しかし、隠された署名を明らかにするために遂行される解説法の大胆さは、与えられた文の背後に「明」と「方以智」を読みこむことを半ば自己目的化していることに支えられているだけではないか、との印象を与えもする。確かに、そのような読みこみの可能性まで一概に否定することはできない。方以智自身が清朝からの嫌疑を避けるため、あえて通常の読解を拒否するような、韜晦した表現を用いた可能性は完全には否定できないからである。そうは言っても、やはり、『東西均注釈』の提示する仮説に対しては、積極的には賛同しかねるもの

が残る（その解読法の詳細については、『東西均注釈』「序言」（二二〇―二四頁）および「東西均記」（二四―二五頁）を参照されたい）。以上を踏まえるなら、『東西均』が長く世から忘れさられていたことに関し、『東西均注釈』は、特別の理由を確実な論拠ともに見いだしているとは、到底言えないだろう。むしろ、『東西均注釈』の提示する仮説については、仮説自体の強力さとそれを支える論拠の脆弱さのアンバランスを指摘せざるをえないのである。したがって、現時点の評価としては、この仮説は、それほど有力ではない一説にとどまると言わざるをえないだろう。

いずれにしても、『東西均』のテキストは一族内で、しかも、写本の形態で代々伝えられてきた。『東西均注釈』は「序言」において、『東西均』のテキストにつき次のような書誌情報を提供している（七頁）。当然のことながら、その書誌情報は、一九六二年中華書局版の『東西均』「校点後記」の伝えるものと基本的には同様である。まず、写本は三冊に分かれる。第一冊は「東西均開章」、第二冊は「東西均記」と本文の前半部、第三冊は本文の後半部である。写本は弟子により書写されたものであり、それに著者である方以智がさらに加筆している。現在伝えられている写本にはごく一部近年なされた修復の跡がある。この写本が、一九六二年刊行の『東西均』の唯一の原本だったわけである。

ところで、一九六〇年四月に人民出版社より刊行された、侯外廬主編『中国思想通史』第四卷下冊の第二十六章では、章の題名としても掲げられているテーマ、すなわち、「方以智の戰鬪的社会思想と唯物主義哲学体系」が分析の対象とされている。方以智を思想家（あるいは、哲学者）として位置づけた上で、思想史（あるいは、哲学史）的なアプローチが方以智を分析するために採用された、最初期の事例である。その中では、『東西均』のテキストが写本の形態で現存していることも紹介されている（二二―二三頁）。しかし、ここで特筆しておくべきなのは、『東西均』のテキストの一部が、標点本の刊行に先立って、わずかといえそこに引用されていることの方である（二二―二七―二七三頁）。「東西均」のテキストが公開された、おそらく最初の事例である。

『東西均』以外にも、方以智は多くの著作を残している。そして、それらの著作すべてが世に知られなかったわけではない。たとえば、それら著作のその後のゆくえを伝える公式の資料の一つに、『四庫全書総目』がある。清朝最盛期の終盤に推進された巨大な文化事業である「四庫全書」事業においては、国内に現存する図書すべてを収集し、さらに、それら図書の総目録を解題つきで作成することが目ざされていた。その成果である『四庫全書総目』によって、方以智の死後すでに百年以上経過した十八世紀末の時点で、彼の著作のうち世の中に出回っていたものがどれであるかを、あるいは、その存在と流通が公式に認知されたものがどれであるかを確認することができる。『四庫全書総目』が、彼の名義で記録している著作は、次の三つである。『通



『雅』(卷一一九子部雜家類三)。「物理小説」(卷一二二子部雜家類六)。「菜地炮莊」(卷一四七子部道家類存目)。これらの内容につき一言するならば、『通雅』と『物理小説』は、彼の百科全書的な知識が体系的に集成されたものであり、江戸期の日本でも読まれていたことは知られている。そして、先人や同時代人の『莊子』解釈の引用と自らの解釈を総合的に組み合わせられて編まれた『菜地炮莊』は、彼独自の観点からする『莊子』解釈集成とも言うべきものである。いずれにしても、これらの著作を特徴づけるのは、集成もしくは総合への顕著な志向性であり、このような性格は、この論考で後に示されるように、『東西均』にも通底している。また、『菜地炮莊』に示された彼の『莊子』解釈の独自性については、稿を改めて別に論じるつもりである。

さらに付言するならば、『四庫全書総目』にその解題が収録されている『青原志略』(卷七七史部地理類存目六)の編集にも、彼は晩年の一時期関わり、そこには彼の文章も収録されている(もっとも、『四庫全書総目』には、編者として彼の名前は出されていない)。そしてまた、『四庫全書』事業推進の過程で、明末清初期の作品を集めた彼の詩文集が、反清的内容に満ちているということで、検閲の結果、当然のごとく禁書リストに載せられるということもあった。それにもかかわらず、それらの詩文集は現存している。つまり、それらは完全には没収され、廃棄されてはいなかったわけである。これらの情報も含めて、方以智の著作に関連する全般的な書誌情報を、現時点において、比較的詳細に提供してくれる資料としては、次のようなものが挙げられる。侯外廬主編『方以智全書』第一冊『通雅』(上)(上海古籍出版社、一九八八年)所収の「方以智的生平与学术贡献——方以智全書前言」(四)。蔣国保『方以智哲学思想研究』(安徽人民出版社、一九八七年)第四章「方以智著作考」。任道斌『方以智茅元儀著述知見録』(書目文獻出版社、一九八五年)。また、当時の禁書リストとしては、「軍機処奏准全燬書目」「応繳違礙書籍各種名目」(『全燬抽燬書目及其他三種』「叢書集選」〇〇〇五、新文豊出版公司、一九八四年)がある。

- (2) 厳密に言うところ、方以智思想を理解するための鍵の一つとして『東西均』をとらえる試みは、注(1)で指摘したように、一九六〇年に出版された『中国思想通史』第四巻下冊ですで行われていたことである。もっとも、そこでは、方以智思想の分析にあてられた第二十六章(一一二一—一八八頁)の中に、『東西均』からの引用はわずか連続する二ページ(一一七二—一一七三頁)においてのみ、しかも、章の後半にかなり唐突に登場するにすぎない。その意味で、『中国思想通史』第四巻下冊の記述は、思想文献としての『東西均』の重要度を認知することに向けわずかに端緒を開いただけである。その重要度が真に認知されるためには、もちろん、一九六二年の『東西均』全テキストの公開を待たなければならなかった。ちなみに、『中国思想通史』の主編である侯外廬は、一九六二年に『東西均』が刊行される際に、序文を寄せている。

- (3) 正確には、そのテキスト編成の物理的形態からしても、そうだとするべきであろう。注(1)ですで見たとように、現行の『東

西均」テキストの原本に当たる写本は三分冊に編成されていた。ところで、テキストの分量について言えば、第二冊と第三冊がほぼ同量であるのに対し、第一冊は後の二冊の十分の一程度にすぎない。第二冊と第三冊が分かれているのは、「東西均開章」を除いたテキストを単純に二分割しただけであるとして、それらと第一冊との分量的なこのアンバランスは、逆に、第一冊を丸ごと占める「東西均開章」の格別の重要度を表していると考えるべきであろう。それは、後続のテキストから切り離されるべきであるという意味で別格であり、しかも、それらに先行して登場するという意味では、全書の内容をあらかじめ予告する役割を特別に与えられていたのではないだろうか。注(1)でも取りあげた、第二冊の巻頭に位置する「東西均記」との性格の違いを強調するとすれば、「東西均開章」が全書の内容を先取的に予告することで、第一冊において「東西均」を始めることも、ある意味では、すでに終わらせているともすれば、「東西均記」は、第二冊の巻頭でテキストを再び開始するために書かれなければならなかった、と言えるかもしれない。

(4) 『東西均注釈』は、注(1)ですですに示したように、二〇〇一年に中華書局より刊行された。一九六二年中華書局版の『東西均』テキストに対し、注釈者自らが再度原写本との対校作業を行ったことにより、信頼度のより高い『東西均』テキストが公開されたという点でも、この『東西均注釈』の業績は特筆される。

また、その注釈者である龐樸は、中国思想史上において繰り返し反復されてきた思想的原型の問題を論じた力作、『一分爲三論』を最近刊行している(上海古籍出版社、二〇〇三年)。この『一分爲三論』については、別稿「新たな三分法の世界——中国思想をいかに叙述するか」(『明治大学教養論集』三七五号、二〇〇四年一月)において、筆者は批判的な視点からする論評を加えた。その際に、『東西均』研究史上における『東西均注釈』の画期性についても簡単に言及している(九〇頁注(2))。

(5) 「東西」が口語において、したがってまた、白話文において、「もの」の意味を表すこと自体は、当時の通常の用法である。方以智も、当然そのことを前提としているはずである。ところが、「もの」を「東西」と呼ぶことに関連しては、「均」を「東西」と呼ぶ際の独断的な論述とはうってかわって、彼はわざわざその具体的な用例をここに注記した上で、「つまり、「もの」もまた「東西」と呼ばれたのである」(則謂物爲東西)と述べている。かえって不要とも思われるそのような注記を付することには、何か特別の意図があったのだろうか。

「もの」を「東西」と呼ぶことが常態化し、その両者の結びつきが自然視される当時の言語状況の中において、そのような自然な結びつきの自明性を、彼はあえて疑おうとしているかのようである。しかも、そこに注記されているのは、彼にとつての現代、もしくは、近年の用例ではない。そのような身近でもあり、一般的でもあるような用例、したがって、わざわざ注記するに

もおよばないような用例が選択されなかったのは、当然であるとも言えよう。そして、彼が実際に選んでいるのは、彼の時代からはるかに千年以上も隔てた過去のある用例、すなわち、六世紀前半に完成した『南齊書』の一節である。この偶然とは思えない作爲的な選択には、やはり何か特別の意図がこめられているはずである。おそらく、「もの」の意味で「東西」が用いられている、しかも、そのような用法が、白話文が一般化する以前に、文語文脈の中に先行的に登場する最初期の用例として、それは挙げられているのである。また、その同じ用例は、『通雅』においても(巻四十九諺原)、「もの」を「東西」と呼ぶことの事例として唯一挙げられている。彼にとってお気に入りの、もしくは、その事実を発見したという意味で得意の用例であったと思われる。

ところで、『南齊書』のその一節とは、齊武帝の次のような発言を伝えるものである。

止得東西一百、於事亦濟。(『南齊書』卷二十二列伝第三「豫章文獻王」)

この一節は、方以智の意向に従って訳そうとするなら、「ものを百得られるだけで、十分といえよう」とでもなるだろう。しかし、ここで言う「もの」とは何なのか。これだけでは、「もの」はなんとも不分明なままである。まして、この一節は、次のような状況において語られているのである。①百年の長寿を齊武帝が享受することを心から祈念する、美辞麗句ではない弟(豫章文獻王)の言がまずあり、②それを受けて、齊武帝が「百年の寿命などどうして得られようか(百年復何可得)」と語り、③さらに、この一節が、齊武帝によって引き続き語られる。発話のこのような展開を考慮に入れるなら、「東西」をここであえて「もの」と解することは、ほとんど成り立ちがたいように思われる。この文脈において、特に「もの」が登場しなければならぬ理由はまったく見いだせない。むしろ、原文に出てくる「百年」と「一百」が、当然ともに「百年の寿命」を指しているとなれば、百年は生きられないことを前提に、この程度で十分な水準として齊武帝によって挙げられている「東西一百」(実はこの表現自体、他に類例を見いだしがたい特異なものである)が、百年には満たないある年数を指していることは、帰納的にも類推されるであろう。だとすれば、この一節における「東西」の用法を、どのようなものとして理解すればいいのだろうか。

このような疑問にすでに、しかも、端的に答えてくれているのが、近年刊行された『漢語大詞典』(第四卷)である。そこで、この一節を「東西」の用例の一つとして掲げながらも、まったく異なった語釈を与えている。そのような語釈は、周一良の説を踏まえたものであった(『讀書雜誌』(『燕京學報』第二四期、一九三八年)。後に、『魏晉南北朝史論集』(中華書局、一九六三年)や、一九六三年版を改定増補した『魏晉南北朝史論集』(北京大學出版社、一九九七年)にも収録)。すなわち、この一節における「東西」は、もちろん「もの」ではない。また、百歳そのものでもない。百歳そのものではないが、百歳に準じる年齢

としての七、八十歳の意味で用いられているのである。そして、そのような用法は、南朝時代にインフレへの対応策として、市場において自然発生的に出現した貨幣の運用慣行である、「東銭」「西銭」を踏まえていたとされる。

ところで、この「東銭」「西銭」に関連しては、『隋書』『食貨志』（卷二十四志第十九）の記事が、六世紀前半の梁武帝時代に出現した、次のような事実を伝えている。

梁武帝は、密造銅銭の横行に対処するため、銅銭の流通を全面的に停止させて、代わりに新たに鉄銭を鑄造して、市場に投入した。ところが、銭の素材をより安価な鉄に切り替えたことが、今度は密造鉄銭の一層の横行をもたらし、その結果、物価は高騰した。そこに生まれたのが、市場で支払われる貨幣の枚数と、その貨幣が市場で有する価値との乖離という現象である。そして、そのような乖離の程度は、地域的な市場圏ごとに決定されていた。たとえば、東部地域では、八十枚の鉄銭が百枚分に相当すると換算され、西部地域では、七十枚の鉄銭が百枚分に相当すると換算されていたのである。このような地域市場ごとの換算比率にしたがって流通していた鉄銭は、市場ごとにそれぞれまた「東銭」「西銭」と呼ばれることになった。

梁武帝時代に出現した「東銭」「西銭」をめぐるこのような状況は、鉄銭を銅銭に置き換えて考えるなら、実は、その後の中国貨幣の歴史において常態化する「短陌」慣行を先取りするものでもあった。黒田明伸『貨幣システムの世界史——〈非対称性〉を読む』（『世界歴史選書』、岩波書店、二〇〇三年）によれば、百枚に満たない一定数の銅銭（たとえば、七十枚や八十枚の銅銭）を百枚（百文）と見なす、いわゆる「短陌」慣行が、中国の場合には、八世紀初頭には始まり、二十世紀初頭まで生きつづけたのである（一〇三—一〇四頁）。「短陌」慣行について理解するためには、黒田『貨幣システムの世界史』も挙げる、井上泰也『宋代貨幣システムの継ぎ目——短陌慣行論』（『アジア遊学』十八号、勉誠出版、二〇〇〇年）が有益である。

「短陌」慣行との関わりについてはともかく、先の一節における「東西」を七、八十歳の意と解することについては、「東銭」「西銭」の流通の事実（六世紀前半の梁武帝時代）を前提にして、それに時代的に先立つ五世紀末の発話（齊武帝によってなされた）とされる）の記録を解釈するという点で若干の不安は残るものの、『南齊史』の完成時期が梁武帝時代であったことも勘案すれば、その解釈自体としてはおそらく妥当であると言っていいであろう。

（ほんま・つきひこ 政治経済学部助教授）